

藤枝市教育委員会

令和6年3月定例會議案

令和6年3月27日

藤枝市教育委員会 3月定例会議事日程

日 時 令和6年3月27日（水）午後3時30分から
場 所 藤枝市役所西館5階 第2委員会室

開 会

会議録署名委員指名

委員

委員

日 程 第1

第3号議案	令和6年度藤枝市教育施策の策定について	- P 1 -
第4号議案	藤枝市学校給食費に関する規則の策定について	- P 15 -
第5号議案	藤枝市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	- P 18 -
第6号議案	藤枝市教育委員会に対する事務委任規則の一部を 改正する規則	- P 21 -

日 程 第2

・諸般の報告	
○教育部長 ・市議会2月定例月議会質疑応答要旨	- P 24 -

○教育政策課

・令和6年度教育費当初予算について	別添資料
・Pepper プログラミングコンテストの結果について	- P 34 -
・令和5年度学校経営研究委員会の研究結果について	- P 35 -
・「子どもが安心して学べる学校づくり」に向けての提言について	- P 36 -

○生涯学習課

・「学社協働によるウェルビーイング社会の構築～学社協働の実践・ 部活動の円滑な地域移行～」に関する提言について	- P 42 -
--	----------

○その他

閉 会

第 3 号 議案

令和 6 年度藤枝市教育施策の策定について

令和 6 年度藤枝市教育施策を別紙のとおり策定する。

令和 6 年 3 月 27 日 提出
藤枝市教育委員会
教育長 中村禎

(提案理由)

令和 6 年度の藤枝市教育委員会の指針となるべき教育施策を策定したく提案するものです。

令和6年度藤枝市教育施策

1 基本方針

藤枝市教育委員会は、令和4年度に策定した「第2期藤枝市教育振興基本計画（教育大綱）」に基づき、「豊かな学びで 笑顔をつなぐ」を基本理念とし、次代を担う「人間力」を備えた人材を育成するため、教育環境の更なる充実を図り「家庭」「地域」「学校等」と連携して子どもの教育を進めます。

「第2期藤枝市教育振興基本計画（教育大綱）」は、将来を見据えた本市の持続可能な都市づくりに向けた「第2期ふじえだ健康都市創生総合戦略」（令和2年3月策定）及び、本市の最上位計画である「第6次藤枝市総合計画」（令和3年3月策定）と連動、整合する位置付けとしています。市総合計画が基本理念として掲げる『“幸せになるまち” 藤枝づくり～まち・自然・文化と共生 未来へ飛躍～』を基に、本市の目指す姿の実現に向けて特色ある教育施策の更なる深化と、新たな教育施策に挑戦し、全ての市民の幸せづくりに教育の面から貢献できるよう、「共生（協働）」「自立（自律）」「学びの環境づくり」を柱に3つの目標を掲げます。

- ・目標1 互いを認め、思いやり、多様な主体が連携・協働する学びの充実
- ・目標2 個が輝き、未来を切り拓く力を育む学びの充実
- ・目標3 いつでも どこでも だれでも 学び、活躍できる環境づくり

また、本市は自治会などの学校教育に対する深い理解を背景に、地域が学校を支える意識が高く、地域コミュニティが活発に活動しています。こうした特長や強みを活かしながら「家庭」「地域」「学校等」がそれぞれの役割を明確にし、協働して「地域とともににある学校づくり」を推進するとともに、様々な施策を着実に推進し「学びの環境モデルふじえだ」を実現していきます。

2 主 要 施 策

【 教育政策課 】

(1) 本市独自のＩＣＴ教育の推進

国が推進するGIGAスクール構想も導入期から活用期に入り、主役である児童生徒たちがタブレット端末を主体的に活用していくことが求められている中で、日常的に発生する機器のトラブルや障害、ヘルプデスク、専門性の高い技術的支援など、即時に対応できる「GIGAスクール運営支援センター」を構築し、安心・安定したICT学習環境を提供することで、児童生徒・教職員のICTスキルの向上を図っていきます。

(2) 小中一貫教育の推進

「第2期藤枝市小中一貫教育推進計画」に基づき、子どもたちが自ら未来を生き抜く力を身につけることができるよう、義務教育の9年間を連続した学びの期間として捉え、市内中学校区ごとに地域の特性を活かした小中一貫教育を推進します。

併せて、コミュニティ・スクールにおいても、家庭・地域・学校が協働し、「地域とともにある学校づくり」を推進していきます。

(3) 登下校時における子ども見守りの支援

小中学生の登下校中の安全、安心を確保するため、小中学生の保護者が、民間事業者が実施するIoTを活用した見守りサービスを使用する際、端末導入にかかる初期費用の一部を助成することで、サービスを利用する保護者の負担軽減を図り、安全安心な学校生活を支援します。

(4) 効率的な学校運営と効果的な学校施設管理

学校事務マニュアルの整備や共同学校事務室の設置、デジタル校務の利活用等による事務処理の標準化を進めるなど、効率的な学校運営の実現を図っていきます。

また、施設マネジメント計画に基づき施設の長寿命化を図る目的で校舎、屋内運動場等の躯体を健全に保つための防水改修工事や設備機器の更新を行い、学校施設の予防保全・整備・安全点検を通じ、施設管理に努めます。

そのほか、照明器具のLED化を推進し、電気使用量と温室効果ガスの削減を図り、コロナ禍や原油高により高騰する光熱費の縮減と地球環境に配慮した学校運営を進めています。

(5) 空調設備整備の推進

近年の気候変動に伴う、夏場の厳しい暑さから、児童生徒を守る目的で、令和元年

度に設置した小中学校の全ての普通教室の空調設備に加えて、特別教室の中でも特に利用頻度の高い理科室、音楽室への整備を進めており、令和5年度に中学校の整備が完了したところです。小学校については、令和7年度に計画していた4校を前倒し、本年度に9校31教室の整備を行う予定であり、小学校についても全ての理科・音楽室への空調整備が完了します。

(6) 学校トイレ環境改善の推進

昭和年代に建設された学校施設は現代のライフスタイルやニーズに対応できており、中でもトイレの洋式化は喫緊の課題であります。また、施設の老朽化も進んでいることから、明るく清潔で使いやすいトイレの環境改善を推進しております。令和5年度に整備が完了した小学校に引き続き、本年度は藤枝中、葉梨中、岡部中の3校の環境改善工事を行い、令和7年度に改修予定校の設計業務についても併せて実施します。

(7) 中山間地域避難所の防災機能強化

指定避難所に位置付けられている学校施設のうち、災害時にインフラが遮断され孤立する恐れのある中山間部の学校4校について、停電時においても3日間程度の電力供給が可能となる非常用発電設備を整備し、避難所としての防災機能強化を図ります。令和5年度に設置した葉梨西北小及び朝比奈第一小に引き続き、本年度は瀬戸谷小及び瀬戸谷中の2校へ整備します。

(8) 情報化社会における教育サポート

1人1台タブレット端末の活用が進む中、コミュニケーションツールを使った児童生徒に対する誹謗中傷や、いじめ・トラブルが社会問題となっています。これらの問題を未然に防止するため、1人1台タブレット端末には有害なサイトの閲覧をブロックするフィルタリング機能などの技術的な対策に加え、児童生徒及び保護者に情報モラル研修を行うことで、ネットの危険性や適正使用を啓発していきます。また、学校非公式サイトやプロフィールサイトについて、「学校ネットパトロール」で監視し、指導や対策が必要な事案は、データの削除依頼や学校を通じて指導を行います。

(9) 科学教育の推進（ふじえだロボットアカデミー事業）

未来を担う子どもたちに、身につけてほしい創造力や問題解決力を養成するため、大学や高校との連携によるロボットづくり等の体験を通して科学技術に興味・関心のある子どもを育成する「ふじえだロボットアカデミー事業」を実施します。ロボットづくりやPepperを活用したプログラミング講座などを実施するとともに、ロボコン全国大会やプログラミング・コンテスト等への参加を目指すことで、児童生徒の論理的

な思考力や判断力、表現力を養います。

(10) 第2期藤枝市教育振興基本計画（教育大綱）の進行管理

「第2期藤枝市教育振興基本計画（教育大綱）」の基本理念『豊かな学びで 笑顔をつなぐ』を目指し、「学びの環境モデルふじえだ」づくりに向けて実施してきた特色ある本市ならではの教育施策の更なる深化に向けて、外部有識者等で構成する「子ども未来応援会議」等の意見を参考として、新たな目標や課題を明確にする中で、計画に基づく教育施策・事業の進行管理を行います。

(11) 小規模特認校制度の取組

地域の自然豊かな環境などの特色を生かした教育を実施できる小規模校を教育委員会が特認校に指定し、児童とその保護者がその学校への入学や転校を希望した場合に、特例で入学・転校を認めるものです。

本年度も、子どもの健やかな成長と学びの場としての環境の充実を図る目的で、中山間地の小学校3校（瀬戸谷・葉梨西北・朝比奈第一）を特認校として指定し、募集を実施します。本制度がより有効なものとなるよう、対象の児童だけでなく、受け入れ児童や保護者、学校、地域住民に対し、更なる周知ときめ細かな対応をしていきます。

(12) 確かな学力の育成

確かな学力の向上のために、1人1台タブレット端末を活用し、基礎基本の確実な定着や応用力・活用力等の育成に努めます。また、関わり合いの中で学ぶ喜びを実感することを通して、将来にわたって子どもたちが新たな課題に創造的に取り組む力と意欲を育むため、「授業で人を育てる」という本市が伝統的に大事にしている教育理念を小中学校9年間で浸透させます。

さらに、支援員やALT、学校図書館司書などの人的配置の充実により、個に応じたきめ細やかな学習指導や学ぶ楽しさを実感できる授業づくりを支援するとともに、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりを推進することで、すべての子どもにとってわかりやすく学びやすい授業を目指します。

(13) スクールロイヤーの活用

小中学校に通学する児童生徒が、学校生活における諸問題の中で、トラブルや困難な事態に陥るのを未然に防ぐことや、問題を早期に解決することを目的として、スクールロイヤーによる研修会の開催や、出前授業を実施し、併せて、学校からの相談に対する助言を行うことで、児童生徒や教職員の法的な側面からの正しい認識と理解を深め、児童生徒の成長と発達を支えていきます。

(14) ふじえだ教師塾の充実と教育課題の研究

「ふじえだ教師塾」の体制強化により、教職を志す人の養成や、市内小中学校に在籍する若手・中堅教員育成の授業力・学級経営力の更なる向上を図ります。

また、教職員の研修等に教育指導相談員やスーパーティーチャー等を配置し、さらなる教員指導体制の充実を図るとともに、教職員一人ひとりが自己課題を持って、教育実践や研修に取り組む体制を整えます。

(15) 特別支援教育の体制強化

集団になじめない生徒の居場所となる「登校支援教室」を全中学校と、本年度新たに小学校2校に設置し、個性を尊重し、誰ひとり取り残すことがないように、「登校支援教室指導員」が学習や相談対応など、教室復帰や社会的自立に向けた支援を行います。

また、特別支援学級を小学校14校、中学校9校に設置、通級指導教室を小学校5校、本年度新たに中学校1校に設置し、一人ひとりの特性に合わせた就学支援を進めます。さらに、就学支援の相談窓口の開設や、中学生のための支援教室「する～ぱす」の全校設置など、よりきめ細やかでニーズに対応した特別支援教育の支援体制の構築を進めます。

加えて、きめ細やかで柔軟な支援のため、市内全小中学校に「特別支援教育支援員」を配置するほか、小学校低学年を中心に対応する「学校生活支援員」の配置、医療的ケアを必要とする児童生徒の安心安全のため看護師免許を有する支援員を「学校看護師」として配置するなど、支援の充実を図ります。

(16) 英語教育の充実

子どもたちが中学校卒業時に物怖じせず自然と英語で簡単な日常会話ができるよう、ALT（英語指導助手）との授業を実施し、国際感覚にあふれた子どもの育成に力を注いでおります。小学校から中学校への接続を円滑にするために、同一中学校区の小学6年生と中学1年生に同じALTを配置し、小学3年生から中学3年生までのコミュニケーションを柱とした英語教育を実践します。

また、授業以外でもALTと交流する課外英語体験活動（Fujieda English Camp、Fujieda Conversation Club）を継続し、児童生徒の英語に対する興味や意欲を引き出すとともに、国際感覚の育成を図ります。

(17) 児童生徒の読書環境の充実

1校1人体制の学校図書館司書配置により、子どもや教職員にとって本についての相談がしやすい環境を作り、読書好きの子どもが更に増え、読書量が増加することで

言語活動の充実を図るとともに、豊かな心を育てます。そのために、学校図書館活用ガイドラインを活用し、市立図書館との連携を深め、図書館司書に対する研修を重ねていくことで、指導力の向上を図ります。

(18) 思いやる心など、豊かな人間性を培う教育活動

思いやる心や感動する心などの豊かな感性と当たり前のことが当たり前にできる力を育むとともに、自らを律しつつ他人と協調し、共に学び共に生きる喜びを実感できるよう、ピア・サポート活動のさらなる充実を図り、児童生徒・教職員・地域・保護者が一体となって「子どもが安心して学べる学校づくり」を推進します。

(19) 児童生徒を支援するサポート体制

特別支援教育支援員の全校配置、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の活用により、非行、いじめ、不登校や発達の偏り等様々な問題で悩む児童生徒及びその保護者への支援体制の充実を図ります。

また、市内の小中学校に在籍する外国人等児童生徒に対し、外国人等児童生徒適応指導員が学校を巡回し、学校生活への細やかな適応指導を行います。

(20) 教員の働き方改革の支援

教員が授業に専念できる環境の整備と、教員自身の働き方の見直しの両面から業務改善を図り、学校教育の質の向上につなげます。本年度は、部活動の地域移行に向けた合同部活動を拡充し、できるところから合同部活動に取り組むことで生徒の活躍の場を増やすとともに、教職員の負担軽減にもつなげていきます。また、小学校専科教員制や部活動指導員の配置を推進し、教員が子どもとしっかり向き合う時間の確保や教員自身のワークライフバランスの充実を目指します。

【学校給食課】

(1) 新学校給食センターの整備

老朽化が進む西部及び北部学校給食センターに代わる新たな学校給食センターについて、アレルギー対応などの新たな機能を含め整備を進めます。本年度は、建設用地の造成工事及び令和7年度からの建設工事に向けた建築確認申請、土地収用法事業認定申請、用地取得等を行います。

(2) 調理機器等の更新

調理機器類及び児童、生徒用の給食食器等の更新・修繕を計画的に実施していく中

で、本年度は中部学校給食センターの調理室照明器具増設工事、西部学校給食センターの冷凍庫を更新します。

(3) 学校給食による食育の推進

児童生徒に栄養バランスのとれた食事を提供し、健康の保持増進、体位の向上を図るとともに、栄養教諭による給食時の学校訪問や、授業時間を利用した食に関する指導などを行い、食品ロス削減を含めた食に関する正しい理解と望ましい食習慣を身に付ける食育を推進します。

(4) 食物アレルギーにも対応した安全で安心な学校給食の提供

給食で使用する食材料については、生産地や食品添加物等の確認、必要に応じた検査などを実施し、安全で新鮮なものを使用します。また、献立検討会の意見や、学校給食物資分析表を参考に、食物アレルギーのある児童生徒に配慮した、栄養バランスのとれたおいしい給食を提供します。

(5) 学校給食地産地消及び食育の推進

学校給食の献立に地場産品や郷土料理を取り入れることで、地産地消を推進し、地域産業の活性化を図り、健康的な食生活の実現、生産者への感謝の心を育みます。そのためにも、JA大井川や農業振興課と連携し、直接搬入できる生産者の発掘や、市内産食材の納入量増加に向けた情報共有や情報提供を行います。また、食育の一環として、生産者、児童及び生徒の保護者を対象に、給食センターでの見学会を実施し、調理の疑似体験や、給食の試食を通して学校給食の取り組みを積極的に発信して行きます。

(6) 衛生管理の徹底

学校給食衛生管理基準に基づき、食品、調理・洗浄作業、施設設備の衛生管理の徹底と、調理員・洗浄員等には月2回の保菌検査の実施や、感染症等を未然に防ぐための検査・消毒等を継続して実施します。また、調理員・洗浄員等の衛生管理に対する意識向上を図るため衛生管理研修を実施します。

(7) 給食運営業務の見直し

文部科学省により、令和元年7月に「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」が策定され、学校給食運営業務や給食費会計、組織体制等についての指針が示されたことを受け、現在私会計で運営している給食会計を公会計化とし一般会計に組み込むことで、安定的な事業実施と併せ、公平性や透明性を向上させ、安定した給食の提供を図ります。また将来的に各保護者より市が直接徴収するシステム導入に向けてのシ

システム開発業者、導入経費などの調査研究を始め、関係各課や学校との協議を行っていきます。

【生涯学習課】

(1) 藤枝市民大学の開講

「生涯現役・生涯活躍のまち」そして「いつからでも学び、チャレンジできるまち」の実現に向け、幅広い世代の多様な学びのニーズに応えるとともに、地域社会・地域経済を担う人づくりを推進します。

(2) 学びの場の創出

「世代間を超えた学びの場」として、職業体験型生涯学習講座を開催します。事前学習を経た最終学び場として、姉妹都市・友好都市等で行われる物産展等のイベントに参加。小中高生の連携チームで藤枝市ブースと共同出店を行います。

(3) 家庭教育支援と子育て出前講座の充実

市内全小学校に開設する家庭教育学級における各種講座開催のほか、参観会や保護者会等の行事の機会を活用した子育て出前講座を開催します。また、近年のさまざまな情報機器の急速な普及に伴う、情報モラルを醸成する講座を開催します。

(4) 学校・家庭・地域の連携による人材の活用

地域の人材がボランティアとして、小中学校へ学習支援や体験活動の支援を行う「学校サポートーズクラブ」(地域と学校の連携・協働体制構築事業)の充実を図り、地域コミュニティの創出、地域の教育力の向上と教員の子供に対するきめ細やかな指導時間の確保に繋がる体制づくりを推進します。

(5) 学習機会の提供と人材の育成

出前講座、人材活用事業、「藤枝ちゃんねる」での動画配信などを通じて様々な学習機会を提供し、地域の住民の知識や技能を活かし、社会教育を推進する人材の育成に努めます。

(6) 青少年の健全育成の推進

地域・家庭・学校が連携し「地域の子は地域で守り育てる」という基本理念のもと、青少年健全育成活動や子ども会活動への支援とあわせ、本市の恵まれた豊かな自然環境の中で様々な活動を行うことで、「生きる力」と「愛郷心」を育む自然体験活動事業などに取り組みます。また、不登校・ニート・引きこもり合同相談会を開催し、社会

生活を営む上で困難を有する青少年やその家族への支援に努めます。

(7) 放課後子ども教室事業の推進

全ての小学生を対象として、週末や放課後に地区交流センターや小学校において、地域ボランティア等の運営による「放課後子ども教室」事業を推進することで、子どもたちが学校生活から離れた放課後等に安全な居場所を確保します。

(8) 青少年の非行防止及び被害防止活動の推進

青少年の非行防止や犯罪の被害から守るため、青少年補導員を中心に地域や学校、警察等関係団体の協力を得て、夜間の街頭補導や青色回転灯装着車両による巡回、有害図書類の回収など、良好な環境の維持に努めます。

(9) 中学生が社会の一員であるという自覚を醸成する機会の創出

中学生が社会の一員であるという自覚を高め、併せて市民が中学生への理解・関心を深める機会となるよう、県と「わたしの主張 2024 静岡県大会」を共催します。

(10) 科学教育に触れる機会の創出

未来を担う子供たちの創意工夫の精神や知的好奇心を刺激し、科学に関心を持つきっかけづくりとして、科学体感イベント「フジエダ☆サイエンスキッズラボ」をはじめ、JAXA科学教育プログラムを活用した「コズミックカレッジ」、静岡大学STEAM教育研究所と連携した「わくわく科学教室」、近隣市や近隣施設、近隣大学や市内高等学校等と連携した「藤枝市少年少女発明クラブ」を開催します。

【図書課】

(1) 図書館資料の収集・整理・保存

情報拠点として、時代のさまざまなニーズに対応できる魅力ある図書館を目指し、資料の収集・整理・保存に努めます。

(2) 身近で利用しやすい図書館サービスの提供

駅南図書館、岡出山図書館、岡部図書館、地区交流センター図書室において、貸出・返却、本の相談、他の図書館との相互貸借など、身近で利用しやすい図書館サービスの提供に努めます。また、県立図書館をはじめ学校図書館、大学図書館等とも連携して、サービスの充実を図ります。

(3) 電子図書館サービスの提供

休館日や開館時間にとらわれず、インターネット経由で電子書籍を利用できる電子図書館サービスを提供することで、時間的、物理的な制約を解消した読書環境を提供し、利用者の利便性向上を図ります。

また、新たに「聴く読書（オーディオブック）」を導入し、読書が困難な視覚障害者や高齢者に耳を通じて読書に親しむ機会を提供します。

(4) 図書館利用者の拡大

図書館利用者の拡大に向け、読書ボランティアと連携した催し物等を開催し、読書活動の啓発を行うとともに、発達に課題のある子供たちを休館日に招く「そらいろ図書館」事業や、乳幼児連れの保護者にも気兼ねなく図書館を利用してもらうための「赤ちゃんタイム」事業を実施し、誰もが図書館を利用する機会を創出するなど、図書館の利用促進に取り組みます。

(5) 静岡産業大学・静岡福祉大学との連携事業の推進

静岡産業大学・静岡福祉大学と連携し、所蔵する資料の相互貸借や、大学が持つ資料や作品の市立図書館での展示を実施するとともに、そらいろ図書館などの事業へ学生に参加してもらい、事業の充実を図ります。

(6) 藤枝エコノミックガーデニング事業の支援

駅南図書館におけるビジネス支援の拡大をめざし、産業振興部やB i V i 藤枝1階のエフドアと連携し、関連資料の充実やブックリストの作成、セミナー会場の提供などをを行い、中小企業のチャレンジを活発化させる支援を推進します。

(7) 子ども読書活動の推進

令和3年3月に策定した「子ども読書活動推進計画（第四次）」に基づき、すべての子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、環境整備や読書機会の提供、読書活動の啓発等の各種事業を行います。

- ① 読書子育成事業として、絵本を配達する幼稚園や保育所等の拡充に努めるとともに、絵本配達時に新着絵本リストを配布する等、新たな絵本と出会うきっかけづくりとして、情報提供を中心としたサポートを行います。
- ② 妊娠中の母親と父親を対象としたマタニティ・ブック事業、6か月児健やか相談時に実施するブックススタート事業を通じて、赤ちゃんが生まれる前から切れ目のない家庭での読書活動の普及を行います。
- ③ 夏休み期間中、専任の相談員が小学生を支援する調べ学習相談コーナーを設置するとともに、市内全小中学校に専任の学校図書館司書が配置されたことを受け、図

書資料の貸出だけではなく、学校図書館の運営に対する実践的なサポートを行い、各校における読書環境の向上を図ります。

- ④ 17回を迎える「よむゾーくん大賞」に、より多くの児童・生徒に参加してもらえるよう広報に努めるとともに、各学校や学校図書館司書と連携し、応募しやすい環境の整備に努めます。
- ⑤ 子ども読書活動の推進に求められている支援と「静岡県子ども読書アドバイザー@ふじえだ」のアドバイザー活動を結び付け、市内における読書環境の整備を図ります。

(8) 高齢者への読み聞かせ事業

岡出山図書館と岡部図書館で「大人のためのおはなし会」を開催し、高齢者への読書活動の場を提供します。

(9) 歴史・街道文化に関する資料収集

市内の歴史・街道文化の資料を積極的に収集し、岡部図書館を中心に、地域や関係団体と連携を深め、宿場町に関する展示などによる発信を積極的に行います。

(10) 岡部地区昔話の紙芝居デジタル化

岡部の地元おはなし会が作成したオリジナル紙芝居をデジタル化し、学校や高齢者施設等で上映会を開催するとともに、本市の動画ポータルサイトである「藤枝ちゃんねる」や「ふじえだ電子図書館」で全国に広く発信します。

また、公開済みの動画に字幕を追加することで、音声が聞き取りにくい環境や音声を聞くことに不安のある聴覚障害者や高齢者でも楽しめるよう、更なる利活用を図ります。

【 街道・文化課 】

(1) 合唱活動の推進（子ども合唱アカデミー事業）

小中学校では多くの学校が、「合唱活動」に積極的に取り組んでおり、合唱指導の専門家を学校に派遣し音楽教諭の指導技術の向上と、子供たちの合唱技術のレベルアップを図るとともに、令和4年に連携協定を締結した東京混声合唱団と連携し、公募による小中学生やNHKコンクール出場校に直接指導を行い、歌うことの楽しさや魅力を伝え、「合唱活動」を推進します。

(2) 歴史・街道文化の活用と発信

「大旅籠柏屋」をはじめとする日本遺産構成文化財や地域の歴史文化などを活用した地域資源の磨き上げを図り、各種イベントなどを通じて広くその魅力に触れる機会を創出することで、郷土愛の醸成に繋げます。

【文化財課】

(1) 文化財の保存と継承

①文化財の保存と活用

国の指定文化財や登録文化財、県・市の指定文化財の保存と公開に努めます。なかでも、国指定史跡の志太郡衙跡、市指定史跡の田中城址をはじめ、東海道の松並木、明治宇津ノ谷隧道、鳴谷（しぎや）家の長屋門などの史跡や建造物については、来訪者が見学しやすいよう維持管理を行います。また、埋蔵文化財の保護や調査を通じて、郷土の歴史的文化遺産の保存と活用に努めます。

②伝統文化の継承

県指定無形民俗文化財である高根白山神社古代神楽、滝沢八坂神社の田遊び、朝比奈大龍勢など、先人から受け継がれてきた芸能や技術の保存活動への支援を行い、後世へ継承を図ります。

(2) 博物館・文学館等の管理運営

①郷土の歴史と文学の情報発信

郷土の歴史・文学・芸術とふれ合い、学ぶための生涯学習の場として、博物館・文学館からさまざまな情報を発信します。資料の調査・収集・整理を通じて、郷土の歴史・文学の掘り起こしと保存をはかりつつ、さまざまなテーマの特別展・企画展の開催や、体験学習・教育普及活動の推進により、郷土の歴史文化に対する理解や誇り・愛着の心を育てます。

②郷土ゆかりの博物館特別展の開催

郷土博物館では、市制70周年にちなみ、「昭和のこどもたち展」や「戦国武将・岡部氏と朝比奈氏展」を開催し、市制の歩みと重なる昭和戦後の暮らしと子供たちの世界を振り返るとともに、市域を発祥の地とする中世武士団の歴史を知ってもらう機会とします。

③子育て世代向け文学館絵本原画展の開催

文学館では、子育て世代が絵本・児童書の原画を間近に見ながら、作品世界や作家の創作活動に触ることで本に親しみ、情操を豊かにする機会となる特別展を

開催します。本年度は、人気キャラクターを生み出したイラストレーター・絵本作家「コンドウアキ」や、小学校の国語教科書に載る天才童謡詩人・金子みすゞの詩を取り上げます。

第4号議案

藤枝市学校給食費に関する規則の策定について

藤枝市学校給食費に関する規則を別紙のとおり策定する。

令和6年3月27日提出
藤枝市教育委員会
教育長 中村禎

(提案理由)

国や県が示す地方公共団体における学校給食費の徴収、管理の取扱いにならい、保護者に対して学校給食費の徴収管理を明らかにするため、策定したく提案するものです。

藤枝市学校給食費に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費（以下「給食費」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(給食の実施)

第2条 給食は、藤枝市学校設置条例（昭和39年藤枝市条例第2号）に規定する小学校の児童及び中学校の生徒（以下「児童等」という。）に対して実施し、その実施日は各学校から提出される年間学校給食実施計画書のとおりとする。

(給食費の額)

第3条 給食費の月額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 小学校 4,300円
- (2) 中学校 5,100円

(給食費の納付)

第4条 児童等の保護者は、各学校が定める日までに校長が指定する金融機関への口座振替又は現金により校長へ給食費を納付しなければならない。

(校長の収納事務)

第5条 校長は、前条の規定により徴収した給食費を翌月15日までに市の指定金融機関へ納付書等により納入しなければならない。ただし、納入すべき期限が、藤枝市の休日を定める条例（平成2年藤枝市条例第1号）第1条に規定する休日（次条において「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 校長は、給食費を学校徴収金と区別し、適正に管理しなければならない。

(給食費の日割計算)

第6条 給食費は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条各号に定めるそれぞれ給食費の月額に11月を乗じ、年間の学校給食実施日数で除して得た1食当たりの単価（1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）に、当該各号に定める回数を乗じて日割計算を行い、その過不足額を徴収し、又は還付するものとする。

- (1) 児童等が月の途中において転入し、又は転出した場合は実際に食した回数
- (2) 児童等が病欠等により変更届を提出した場合で、当該届出をした日から起算して4日（休日を除く。）を経過した日（（土曜日、日曜日、祝日及び12月

29日から翌年1月3日までの日を除く。) 以下この日を「基準日」と言い、当該届出をした日から基準日までの期間を「基準期間」という。) から起算して欠食が5日以上継続したときは実際に食した回数。ただし、この場合において、基準期間における欠食は食したものとみなす。

(3) その他教育委員会が特に認めた場合は教育委員会が認めた回数

2 過不足額の徴収並びに返還の方法及び時期は、教育委員会が別に定める。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

第 5 号 議案

藤枝市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

藤枝市教育委員会事務局組織規則（昭和 60 年藤枝市教育委員会規則第 3 号）
の一部を別紙のとおり改正する。

令 和 6 年 3 月 2 7 日 提 出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 穎

(提案理由)

令和 6 年 4 月より学校給食会計の公会計化に伴い、学校給食課長の専決規程を
廃止するため、藤枝市教育委員会事務局組織規則の一部を改正するものです。

藤枝市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

藤枝市教育委員会事務局組織規則（昭和 60 年藤枝市教育委員会規則第 3 号）
の一部を次のように改正する。

第 7 条の表学校給食課長の項を削る。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

藤枝市教育委員会事務局組織規則 新旧対照表

改正前	改正後
(事務決裁) <p>第7条 部長、課長、室長及び係長の事務決裁に関する事項は、藤枝市専決規程（昭和45年藤枝市訓令第2号）を準用するほか、次の事項について専決することができる。</p>	(事務決裁) <p>第7条 部長、課長、室長及び係長の事務決裁に関する事項は、藤枝市専決規程（昭和45年藤枝市訓令第2号）を準用するほか、次の事項について専決することができる。</p>
生涯学習課長	第3条第1号に規定する施設等の使用許可に関すること。
学校給食課長	学校給食費の徴収及び給食資材の購入に係る支払に関すること。
2 (略)	2 (略)

第 6 号 議案

藤枝市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則

藤枝市教育委員会に対する事務委任規則（昭和 60 年藤枝市教委規則第 17 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令 和 6 年 3 月 2 7 日 提 出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 穎

（提案理由）

令和 6 年 4 月より学校給食会計の公会計化に伴い、学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 11 条第 2 項に規定する学校給食費の負担に係る保護者との契約の締結及び当該学校給食費の徴収に関するなどを追加するため、藤枝市教育委員会事務局事務委任規則の一部を改正するものです。

藤枝市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則

藤枝市教育委員会に対する事務委任規則（昭和60年藤枝市規則第17号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

(3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費の負担に係る保護者との契約の締結及び当該学校給食費の徴収に関すること。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

藤枝市教育委員会に対する事務委任規則

改正前	改正後
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、市長の権限に属する次に掲げる事務を藤枝市教育委員会に委任するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、市長の権限に属する次に掲げる事務を藤枝市教育委員会に委任するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費の負担に係る保護者との契約の締結及び当該学校給食費の徴収に関すること。</u></p>